

一般社団法人神奈川県建築士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県建築士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築士の品位の保持、建築技術に関する研修等による技術の進歩向上を図るとともに、災害等に対する県民の生命及び財産の保護、地域のまちづくりの推進並びに建築文化の保全及び振興に関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士の業務及び技術の調査研究
- (2) 建築士制度の普及及び改善
- (3) 講習会、講演会、懇談会、展覧会等の開催
- (4) 建築士法に基づく建築士に対する建築技術に関する研修会の開催
- (5) 機関誌、その他図書印刷物の刊行
- (6) 建築材料の知識の普及及び調査研究
- (7) 官公庁等からの業務受託に関する事業
- (8) 建築士法に基づき神奈川県知事の指定を受けて行う二級、木造建築士免許の登録の実施及び建築士名簿の閲覧に関する事務
- (9) 防災、環境、福祉、まちづくり、建築文化の振興等に関する調査研究及び普及
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 会員は、次の各号に規定する、正会員、準会員、名誉会員、賛助会員及び特別会員の5種類とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 建築士法によって免許を受けた一級建築士、二級建築士又は木造建築士
 - (2) 準会員 建築士になろうとする者で、本会の承認を得た者
 - (3) 名誉会員 建築及び建築に関する学術技芸の専門家で、本会に協力する者
 - (4) 賛助会員 本会の事業に賛同する個人又は団体
 - (5) 特別会員 前条第6号に関し特別に協力する者
- 2 準会員が、正会員たる資格を得たときは、正会員となる。
- 3 正会員のうち、正会員としての在籍年数が20年以上で、かつ、年齢が70歳以上の者は、長寿会員とする。

(入会)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員並びに特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、正会員及び準会員は、原則として神奈川県内に住所又は勤務先を有する者とする。

2 名誉会員は、理事会で推薦し、総会の承認を経て定める。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、準会員及び賛助会員並びに特別会員として入会の承認を受けた者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員、準会員及び賛助会員並びに特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、未納金がある場合にはこれを完納した後でなければ退会届を提出することはできない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 建築士の免許を取り消されたとき
- (2) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 総正会員の同意があったとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

4 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(種別及び開催)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の通常総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

3 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の10分の1以上から、会議の目的及び招集の理由を示した書面により、招集の請求があったとき

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (4) 各事業年度の決算（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (8) 理事会において必要と認めた重要事項
- (9) その他総会で決議するものとして一般社団・財団法人法又はこの定款で定められた事項

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、第12条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会の招集は、開催日の1週間前までに、日時、場所及び目的である事項を記載した文書または電磁的記録をもって正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができるとするときは、総会の日から2週間前までに通知しなければならない。

(決議)

第15条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面議決等)

第16条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的記録をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が、記名及び押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内

(2) 監事 3名以上5名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とし、専務理事を1名を置くことができる。また必要に応じて若干名の常任理事を置くことができる。
- 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事を同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常任理事を除く理事のうち、若干名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 総会において別に定める員数の範囲内で、理事及び監事について、会員以外の学識経験を有する者を総会で選任することができる。
- 3 会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 4 副会長、専務理事、常任理事及び前条第4項に規定する業務執行理事については、理事会が別に定める方法に従い、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務（代表権に係るものを除く）を代行する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、その業務を執行し、事務局を統括管理する。
- 5 常任理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、会務を分担処理する。
- 6 副会長、専務理事、常任理事及び第18条第4項に規定する業務執行理事の権限は、理事会の決議により別に定める。
- 7 会長、副会長、専務理事、常任理事及び第18条第4項に規定する業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 24 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員の実任の免除又は限定)

第 25 条 本会は、役員の実任の一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得られる額を限度として、免除することができる。

(名誉会長)

第 26 条 本会に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会長であった者のうち、特に本会のために貢献した実績のある者で、理事会で推薦し、総会で承認されたものとする。

(顧問及び相談役)

第 27 条 本会に、顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問は本会会長経験者、相談役は本会理事経験者の中から各々理事会が推薦し総会で承認する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 32 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、

その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けたうえで、総会で報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって変更することができる。

(解散)

第 38 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によるものとする。

第10章 委員会及び支部

(委員会・支部)

第41条 本会を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により委員会を、総会の決議により必要な地域及び職域に支部を置くことができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 支部の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な職員は、会長が理事会の決議を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款の施行についての基本的事項は、理事会の決議を得て定款細則で定める。

- 2 この定款及び定款細則で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(財産管理等及び剰余金の分配の制限)

第44条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て会長が定める。

- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は花方威之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の年度の開始日とする。